

アスベスト補助(除去等事業)の交付申請時の添付書類について

別紙6

補助金交付申請書(様式2)を提出する際に、次の書類を一緒に提出して下さい。

■は必ず提出する書類、□は必要に応じて提出する書類です。

※各種の証明書等の取得には申請手数料が必要です。

* 法務局で取得するもの

■ 登記事項証明書

小倉北区, 小倉南区, 戸畑区, 門司区の場合
→福岡法務局 北九州支局(北九州市小倉北区内5番1号)
若松区, 八幡東区, 八幡西区の場合
→福岡法務局 八幡出張所(北九州市八幡西区樋口町7番1号)

* 分析機関から取得するもの

■ 分析調査結果報告書

JIS-A-1481-1, JIS-A-1481-2, JIS-A-1481-3, JIS-A-1481-4

* 各区役所で取得するもの

■ 納税証明書

税務課(小倉北区及び八幡西区は、市税事務所市民税課)

申請者の“北九州市”の納税証明書(申請日の3ヶ月以内に発行された滞納のないことを証するもの)が必要です。

□ 戸籍謄本

区役所市民課・出張所・行政サービスコーナー・その他市町村※

建物所有者死亡の場合、建物所有者の出生から死亡までの戸籍にて相続人を確認するために必要です。

※本籍地の市町村でしか取得できませんので、ご注意ください。

* その他の必要書類

- 対象建築物の写真(全景、対象部位・状況等が確認できるもの)
- 対象建築物の付近見取り図
- 施工者の工事仕様書、工程表、見積書
- 建築物石綿含有建材調査者の証明書及び建築物石綿含有建材調査者が策定した実施計画

状況に応じて必要な書類

- 補助金交付申請同意書様式第20号※申請者と建物所有者が異なる場合等。
- 紛争等が生じた場合の誓約書様式第21号※上記の場合で同意書が揃わない場合。

※窓口に来られた方(補助金申請者又は代行者)の本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証等)をご持参ください。

ご不明な点は、建築指導課(093-582-2531)にお尋ねください。